

スポーツ振興くじ(toto)の妥当性について

About the validity of a Sports promotion lottery

1K10C472-1 米田 尚平

主査 宮内 孝知 先生

副査 作野 誠一 先生

【目的】

スポーツ振興くじの妥当性を探る事が目的である。つまり、本論文にはスポーツ振興くじを推進すべきかどうか、その正当性を検証する意図は無く、スポーツ振興くじが妥当な根拠を基に推進されてきたものであったのかの検証のみが目的である。

【方法】

検証方法は文献による研究が主である。宝くじの歴史とイギリスのスポーツギャンブルについては文献より、現行のスポーツ振興くじとその法律については JAPAN SPORTS COUNCIL スポーツ事業部のホームページを参照した。

スポーツ振興くじを制定し運営する側と、スポーツ振興くじを購入し興じる側、それぞれの目的を明らかにし、その目的に対して妥当な手段を取っているかを検証した。

【要旨】

まずはスポーツ振興くじの目的を明白にするため、「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」を確認した。結果、「この法律は、スポーツの振興のために必要な資金を得るため、スポーツ振興投票の実施等に関する事項を定め、もってスポーツの振興に寄与することを目的とする。」となっていることを明らかにした。

次にスポーツ振興くじ制定前に起きていた論争について、賛成派と反対派の意見を対比した。それぞれの主張が妥当なものであるのかも含め、スポーツ振興くじを制定した事に妥当性があるのかを次の章より検証する。

歴史的な視点としては、主にイギリスに於ける宝くじ(富くじ)の変遷や、スポーツとギャンブルの関係する発展の歴史を取り上げた。これにより、現在のスポーツ振興くじにも通ずる公共性の高い宝くじの存在や、切っても切り離せないスポーツとギャンブルの歴史を確認する事が出来た。また、それを踏まえて何故日本に於いてはスポーツとギャンブルが馴染まないと言われてきたのかを検証し、それをスポーツが高尚化された経緯と、賭博罪の判決を出した大阪地方裁判所の主張を対比することで明らかにした。

また、現行のシステムの考察は、スポーツ振興に寄与する為に資金を調達するという目的にそのまま繋がるものであるかに注目した。結論としては、「妥当だ」と言い切ることの出来ない結果となった。理由の曖昧な規定の

為に、更なる成長を自ら抑えている事が判明したからである。

スポーツ振興くじを購入する側の目的は、明確な資料が存在しなかった為、まずはその目的から推察した。推察する資料として用いたのが、その他ギャンブルと比較した控除率のデータと、JAPAN SPORTS COUNCIL が主張するスポーツ振興くじの概要である。そこから目的を探った結果、スポーツ振興くじを購入する側に「寄付」の意図が含まれている可能性を見出した。

更にギャンブル依存症についても触れた。診断基準や生化学的な研究資料を用いて、ギャンブル依存症患者の実態について明らかにした。また、スポーツ振興くじの購入者がどれほどギャンブル依存症になる危険性があるのかを、ギャンブラーズ・アノニマス (GA) の質問項目を参考に検証した。その結果、ギャンブル依存症は気の持ちようだけで治せる類いのもでは無い事を再確認した。そして、対策を施すべき事案は考えられるものの、基本的には危険性が低いという推察が出来た。理由は、「寄付」の意図を持った購入者は勝利への拘りが依存症になる程強くないと思われるからである。

【結論】

全体的には妥当だと思える結果が多かったものの、一方で修正すべき点も多く見つかった。特に現行のシステムを探る段階に於いて、日本国のギャンブルに対する姿勢に関して、かなりの不安定さを感じた。八百長に対する策としても、イギリスでは可能だという実績が出ているのにも関わらず、消極的な姿勢が続き、結果としてスポーツ振興くじのエンターテインメント性の低下、売り上げの低下に関係している可能性も感じられる結果となった。

一方で歴史による検証では、基本的には妥当であるという結論が出た。近代イギリスに於ける宝くじ(富くじ)には、スポーツ振興くじと似通った質のもの、そしてその成功例が存在し、また宝くじ自体が財政に於いて大きく貢献しうる事が確認出来た。

総合的な結論としては、スポーツ振興くじの制定、そして推進は妥当なものであったと言えるだろう。しかし、更なる成長を考えた際には、制度上の不備、リスクの排除など、詰めなければならない要素は残っていると思われる。